

産業保健調査研究報告書

和歌山県内の飲食店における
受動喫煙対策実態調査

令和2年5月

独立行政法人労働者健康安全機構
和歌山産業保健総合支援センター

まえがき

2018年の健康増進法の一部を改正する法律に伴い、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設は一定の場所を除き喫煙を禁止することになりました。さらに、受動喫煙の影響が大きい20歳未満の者は、喫煙可能場所に立ち入らせてはいけないことになりました。これまで職場の受動喫煙対策は快適職場形成という観点で進められてきましたが、この法改正によって、これからは労働者の健康障害防止という観点から取り組むことが必要となりました。

和歌山県においては、平成13(2001)年に「和歌山県たばこ対策の指針」が作成され、すでに非喫煙者の保護が挙げられています。それに合わせて、和歌山産業保健総合推進センターは平成14(2002)年に「職場における喫煙対策に関する調査研究」を実施し、事業場における快適職場づくりの推進に努めてきました。

和歌山県は、全国に先駆けて空気もおいしいお店として飲食店の喫煙対策を進めてきましたが、その活動はあまり進みませんでした。そのため、都道府県別に飲食店の禁煙割合をみると、和歌山県(15.3%)は低い状況です(全国第42位)。20歳未満の者(従業員を含む)が喫煙可能場所に立ち入らせてはならないことを考えると、飲食店において受動喫煙対策は急務であります。しかし、和歌山県において、飲食店の受動喫煙対策の取り組み状況は明らかになっていません。

そこで、和歌山県内の飲食店における受動喫煙対策の取り組みについて明らかにし、産業保健活動の推進に向けた支援を検討し、さらに研究会などを開催して広報することを目的としてアンケート調査を行いました。本報告書はその結果をまとめたものです。本報告書が多くの飲食店の方々、産業保健関係者等に広く活用され、飲食店における受動喫煙対策の推進に繋がることを期待しています。

最後に、本調査にご協力いただきました飲食店および関係各位に深く感謝申し上げます。

令和2年5月

独立行政法人労働者健康安全機構
和歌山産業保健総合支援センター
所長 寺下 浩彰

目次

まえがき

I. 調査概要	1
1) 目的	3
2) 対象・方法	3
3) 倫理的配慮	4
4) 産業保健調査実施体制	4
5) 調査結果	4
6) 考察	6
7) まとめ	9
II. 調査結果	11
資料	27

I 調査概要

I. 調査概要

1) 目的

和歌山県内の飲食店における受動喫煙対策の状況について明らかにし、産業保健活動の推進に向けた支援を検討し、さらに研究会などを開催して広報することを目的とする。

2) 対象・方法

(対象店)

本研究の対象飲食店は、民間グルメサイト「食べログ」の登録飲食店のうち、和歌山県内7436店から2割を抽出することにし、「レストラン」「カフェ・喫茶」「バー・お酒」のジャンルから、その登録割合に応じて1500店を抽出した。このうち、重複している店、住所の記載がない店を除いたため、1439店に質問紙を郵送することができた。店舗の所在不明で161通が返送されたため、対象飲食店は1278店であった(レストラン867店、カフェ・喫茶370店、バー・お酒41店)。質問紙は294店から回収された(回収率23.0%)であった。このうち、無回答が多かった26店を分析対象から除外した。その結果、分析対象は、268店(有効回収率20.9%)であった。

(調査期間)

2020年3月(案内時)から4月(督促時)とした。

(調査方法)

対象者に無記名(飲食店名、回答者名)の質問紙調査を実施した。質問票は郵送にて配布した。回答後の質問票は封筒に入れ、和歌山産業保健総合支援センターに直接郵送するようにした。

質問紙では、店における受動喫煙対策について確認し、屋内で喫煙できる場所のある店に対してはその場所等について、屋内を全面禁煙にしている店に対してはその経過等について確認した。

店については、業種、従業員数、資本金、経営形態、客席面積、経営責任者の喫煙の有無、従業員の喫煙者の有無、20歳未満の従業員の有無とした。

受動喫煙対策については、屋内の喫煙できる場所、喫煙専用室に喫煙可能であることの掲示の有無、喫煙専用室に20歳未満の者が立ち入らないような対策の有無とした。

屋内に喫煙できる場所のある店に対しては、健康増進法の改正に伴う対応、屋内の喫煙場所をなくすために必要なもの、喫煙場所をなくそうとした際にうまくいかなかったもの、原則屋内禁煙に伴う対策に対する思いとした。

屋内を全面禁煙にしている店に対しては、全面禁煙にした時期、全面禁煙にする際に気になったこと、全面禁煙に向けておこなったこと、屋内禁煙後に起こった変化、客層の変化、客からの反応、売り上げの変化、世間からの評価に対する思いとした。

(解析方法)

解析は、対象飲食店を、屋内に喫煙できる場所のある店が回答する箇所に回答している場合は「喫煙店」に、屋内を全面禁煙にしている店が回答する箇所に回答している場合は「禁煙店」に分類し、回答状況を集計した。

割合の比較検討には χ^2 乗検定を用いた。有意確率は5%未満とした。

3) 倫理的配慮

本調査研究の実施にあたり、対象飲食店の回答者には、調査の目的と方法、本調査への参加は自発的意思で行われること、質問票には飲食店の名称などは記載しないこと、プライバシーは完全に保護されていること、個々の飲食店で解析することは一切せず、全体集計を行うことを、文書で説明した。

今回は、個人を対象にしたものではないので、研究対象者に対する人権擁護上の配慮は特別考えていない。

研究の成果は、全体的な集計結果として公表されるので、禁煙していない飲食店であっても直接的な不利益はない。

なお、本調査研究においては労働者健康安全機構の産業保健調査研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

4) 産業保健調査実施体制

調査責任者：	和歌山産業保健総合支援センター	所 長	寺下 浩彰
共同研究者：	和歌山産業保健総合支援センター	産業保健相談員	宮下 和久
	和歌山産業保健総合支援センター	産業保健相談員	生田 善太郎
	和歌山産業保健総合支援センター	産業保健相談員	竹下 達也
	和歌山産業保健総合支援センター	産業保健相談員	森岡 郁晴

5) 調査結果

屋内に喫煙できる場所のある店が回答する箇所に回答している「喫煙店」は 121 店、屋内を全面禁煙にしている店が回答する箇所に回答している「禁煙店」は 147 店であった。

(1) 店について

業種は、「レストラン(ダイニングバー・居酒屋を除く)」が喫煙店の 74.4%、禁煙店の 83.7%であったが、有意な差を認めるほどではなかった。「ダイニングバー・居酒屋」は喫煙店の 15.7%、禁煙店の 4.8%で、有意な差を認めた。

「レストラン(ダイニングバー・居酒屋を除く)」の内訳についてみると、「カフェ・喫茶店」は喫煙店の 26.4%、禁煙店の 40.8%で、有意差を認めた。

従業員数は、「1~4人」が喫煙店の 64.5%、禁煙店の 55.8%であった。20歳未満の人数は、「0人」が喫煙店の 72.7%、禁煙店の 73.5%であった(無回答を含む)。

資本金は、「5000万円以下」が喫煙店の 49.6%、禁煙店の 44.9%であった。

経営形態は、「自営店(個人経営)」が喫煙店の 85.1%、禁煙店の 76.2%であった。

客席面積は、「30㎡未満」が喫煙店の 29.8%、禁煙店の 42.2%で、有意な差を認めたが、「30㎡以上 100㎡未満」を合わせると、喫煙店の 81.0%、禁煙店の 84.4%で、有意な差を認めなかった。

改正健康増進法の経過措置として当分の間喫煙専用室内での喫煙が可能である、資本金 5000万円以下、かつ 100㎡未満の 209 店(78.0%)で、客席面積との関係を見ると、「30㎡

未満」は喫煙店（95 件中）の 36.8%、禁煙店（114 件中）の 53.5%で、有意な差を認めた。

経営責任者は、「喫煙者」が喫煙店の 23.1%、禁煙店の 17.0%で、有意な差を認めなかったが、「過去に喫煙した（禁煙した）」を合わせると、喫煙店の 54.5%、禁煙店の 37.4%で、有意な差を認めた。

従業員に「喫煙者がいる」店は、喫煙店の 45.5%、禁煙店の 32.7%で、有意な差を認めた。

従業員に「20 歳未満の者がいる」店は、喫煙店の 25.6%、禁煙店の 23.1%であった。

(2) 受動喫煙対策について

喫煙店では、「屋内はどの席でも自由に喫煙できる」が 58.7%であり、次いで、「屋内分煙で、仕切りのない喫煙場所（喫煙コーナーなど）を指定している」が 13.2%であった。自由記載には、「ランチタイムのみ禁煙」などの記載が見られた。

一方、禁煙店では、「屋内を全面禁煙（加熱式たばこを含む）にし、喫煙できる場所はない」が 52.4%であり、次いで、「屋内を全面禁煙（加熱式たばこを含む）にし、屋外に喫煙所（部屋にはなっていない喫煙コーナー等）を設けている」が 42.9%であった。

喫煙専用室があり、喫煙専用室に喫煙可能であることを「掲示している」店は、喫煙店（37 店）の 29.7%、禁煙店（15 店）の 46.7%であった。

喫煙専用室があり、喫煙専用室に 20 歳未満の者が立ち入らないような「対策をしている」店は、喫煙店（24 店）の 33.3%、禁煙店の 20.0%であった。

(3) 現在屋内に喫煙できる場所（喫煙コーナーなど）がある店について

健康増進法の改正に伴う対応として、「屋内を禁煙にする」店が 43.8%で最も多く、次いで、「特に対応しない」店が 30.6%であった。

屋内の喫煙場所をなくすために必要なものは、「経営責任者の判断」が 57.9%で最も多く、次いで、「喫煙している客の理解」が 52.9%、「客からの要望・クレーム」が 18.2%であった。自由記載には、県の条例や国の決断などの記載が見られた。

喫煙場所をなくそうとした「試みをしていない」が 71.9%で、「試みたが、うまくいかなかった」が 4.1%であった。「うまくいかなかった」試みには、「1 テーブルだけ禁煙した」があり、「客数が減少した」「客の理解が得られなかった」などの記載があった。

原則屋内禁煙に伴う対策に対して、「当然の流れと思う」が 48.8%で最も多かったが、「客が減る」が 42.1%、「理解はできるが、対応は無理である」が 36.4%であった。自由記載では、「ありがたいことと思っています」、「喫煙を断る理由ができて良いと思う」などの肯定的な意見と、「禁煙よりもタバコの製造販売を禁止すべきだ」という意見、「なんでも規制すればよいものではない。タバコも文化だと思う」という嗜好は自由であるという意見がみられた。

(4) 現在屋内を禁煙にしている店について

全面禁煙にした時期を覚えていたのは、69.4%（102 店）であった。最も早く全面禁煙とした店は 1994 年であった。その後の経過を累積割合（%）で見ると、2017 年に 50%を超え（55.9%）、2018、2019 年に全面禁煙した店が多かった。

全面禁煙にする際に気になったことは、「何もなかった」が59.9%で最も多く、次いで、「喫煙客の店離れ」が24.5%であった。自由記載には、「客の理解」などの意見が見られた。

全面禁煙に向けて「何もしなかった」店が51.7%で最も多かったが、「喫煙者の常連客に事前周知した」店が20.4%、「喫煙従業員へ事前説明した」店が10.9%であった。自由記載には、「禁煙のポスター・張り紙・マーク・看板を貼った（8件）」、「店内へチラシ・協力をお願い」、「従業員にタバコを吸わない人を入れている」などの記載が見られた。

(5) 屋内禁煙の実施後について

屋内禁煙後に起こった変化では、「特に思いつく変化はない」が39.5%であったが、「たばこの臭いがなくなった」が36.1%、「店が汚れにくくなった」が24.5%であった。自由記載には、「お客様が喜んでいいる。」、「嫌煙客が店を選んで来るようになった。」、「灰皿を洗う必要がなくなった。」などの意見が見られた。

客層の変化では、「新しい客層が来店した」が11.6%、「変わらない」が65.3%、「一時的に客が遠のいた」が6.1%であった。

「新しい客層が来店した」店（17件）で、新しい客層が来客した時期（記載は7件）は、禁煙実施後0～3か月が3件、1年が3件、5年が1件であった。新しい客層は、「家族連れ」、「女性客」がともに12件（70.6%）、「男性客」が3件（17.6%）であった。「一時的に客が遠のいた店」（9件）のうち、客が戻った店は3件（33.3%）で、客が戻るまで1年かかっていた。

客からの反応は、「特にない」が53.7%、「好意的な反応が多い」が24.5%、「反対意見が多い」が7.5%であった。自由記載には、「喫煙できないとわかると帰った」、「妊婦や赤ちゃんが増えた」などの意見が見られた。

「好意的な反応が多い」と答えた内容としては（36件中）、「感謝の声が増えた」が50.0%で最も多く、次いで、「喫煙に関する苦情が減った」が27.8%であった。「反対意見が多い」と答えた内容としては（11件中）、「禁煙の説明が増えた」が40.0%で最も多く、次いで、「禁煙に関する苦情が増えた」が26.7%、「客の滞在時間が短くなった」「客の単価が減少した」が6.7%であった。

売り上げの変化は、「増えた」が2.0%、「変わらない」が70.7%、「減った」が5.4%であった。

売り上げが「増えた」店（3件中）で増えた割合は、5%程度、10%程度、20%程度がそれぞれ1件であった。売り上げが「減った」店（8件中）で減った割合は、5%程度が1件、10%程度が2件、15%程度が1件、50%程度が1件であった。

世論からの評価が高くなったかどうかについて、「そう思う」「まあそう思う」が合わせて42.2%、「そう思わない」「あまりそう思わない」が合わせて36.7%であった。

6) 考察

(1) 本調査研究の回答状況

本調査研究を行った2020年3月から4月は、和歌山県における新型コロナウイルスの新規感染者が増加傾向を示し、飲食店等はその対策で忙しい時期であり、督促をしても有効回収率は20.9%であった。

有効回答数を「レストラン」「カフェ・喫茶」「バー・お酒」のジャンル別にみると、レストラン14.0%、カフェ・喫茶24.9%、バー・お酒63.4%であり、レストランの回収率が低く、バー・お酒の回収率が高かった。

(2) 店について

業種でみると、「レストラン（ダイニングバー・居酒屋を除く）」は喫煙店の約7割、禁煙店の約8割と差がなかったが、「ダイニングバー・居酒屋」は喫煙店の約2割と多かった。一方、「レストラン（ダイニングバー・居酒屋を除く）」のうち「カフェ・喫茶店」は喫煙店の約3割と少なかった。飲酒を伴う場合は、禁煙が難しいことが窺われた。

従業員数は、「1~4人」が喫煙店、禁煙店ともに約6割であった。資本金は、「5000万円以下」が喫煙店、喫煙店ともに4割台であった。経営形態は、「自営店（個人経営）」が喫煙店の約9割、禁煙店の約8割であった。これらには差を認めなかったことから、喫煙の判断はこれらの要因と関連しないことが窺われた。

客席面積は、「30㎡未満」が喫煙店の約3割、禁煙店の約4割と有意な差を認め、改正健康増進法の経過措置で喫煙が可能である店でも、喫煙店の約4割、禁煙店の約5割と有意な差を認めた。小さい店では屋内禁煙が進んでいることが窺われた。一方、「30㎡以上100㎡未満」では、屋内禁煙が進んでいない可能性があることが示唆された。この客席面積の場合、大阪府の条例では2025年4月から屋内禁煙になっている(1)。和歌山においても、法改正の意義を考え、屋内禁煙の準備を進めておくことが望まれる。

経営責任者が「喫煙者」あるいは「過去に喫煙した（禁煙した）」者は、喫煙店の約5割と多かった。喫煙者に対する思いが店の屋内喫煙に反映されている可能性がある。従業員に「喫煙者がいる」店は喫煙店の約5割と多かったことから、喫煙者が就労しやすいと思われている、あるいは喫煙を止める機会が少ない可能性が示された。「20歳未満の者がいる」店は、喫煙店、禁煙店ともに約3割と差がないことから、未成年者は店の喫煙状況に関係なく、就労先を決めている可能性が考えられた。経営責任者や従業員の禁煙支援も必要である。

(3) 受動喫煙対策について

今回喫煙に回答した店が121件、禁煙に回答した店が147件であった。屋内で喫煙できる場所の回答状況からみて誤分類もあると考えられるが、仮にこの数字から禁煙店の割合を求めると54.9%であった。全国のカフェ・喫茶店における禁煙店の割合（分煙を含む）は34.6%であり(2)、和歌山県は禁煙店が少ないという報告(3)に矛盾することから、意識の高い店が、あるいは最近になって禁煙した店が多く回答を寄せている可能性がある。

喫煙店では、「屋内はどの席でも自由に」（約6割）か、屋内を分煙にしても「仕切りのない喫煙場所（喫煙コーナーなど）を指定している」（約1割）が多かった。すなわち、喫

煙室を設けずに喫煙できるようにしていた。しかし、自由記載からは、ランチタイムは禁煙にするなど、徐々に禁煙化を考えていることが窺えた。

一方、禁煙店では、屋内を全面禁煙（加熱式たばこを含む）にし（約9割）、屋外に喫煙所を設けていた（約4割）。

喫煙専用室に喫煙可能であることを「掲示している」店は、喫煙店の3割、禁煙店の5割であった。喫煙専用室に20歳未満の者が立ち入らないような「対策をしている」店は、喫煙店の3割、禁煙店の2割であった。喫煙専用室の掲示と20歳未満の立ち入り禁止の対策を進める必要がある。

(4) 屋内に喫煙できる場所のある店について

健康増進法の改正に伴う対応として、屋内を禁煙にする店は4割を超えていたが、特に対応をしない店が約3割であった。改正健康増進法の経過措置として当分の間喫煙専用室内での喫煙が可能である店が209店と、今回の分析対象店の78.0%を占めていたが、禁煙の方向で動いていることが示唆された。

屋内の喫煙場所をなくすためには、経営責任者の判断が必要であると答えたのが約6割で、喫煙客の理解が約5割であった。自由記載では、県の条例や国の決断など、「屋内禁煙をしたいが諸事情から難しいので、法律で規制してほしい」という訴えを匂わせる声が目立った。これまで喫煙場所をなくそうといった試みをしていない店が約7割で、うまくいかなかった店もあった。後者は、一旦は屋内禁煙を検討したものの、喫煙する客の理解がなく、喫煙できる場所を存続しているというものであった。したがって、屋内禁煙に伴う対策は当然の流れと考えている店が約5割であったが、客が減ることを心配するとともに、対応は無理と判断している店も多かった。自由記載からは、喫煙を断る理由ができたなど、今回の健康増進法の改正を肯定的に受け入れている意見、原則屋内禁煙による対応ではなく、たばこの販売を禁止にするべきだという意見、タバコも文化であるなど、嗜好の選択は自由であってよいという意見がみられ、評価は大きく分かれていた。対策を進めていくためには、経営責任者の判断や喫煙客の理解などが肝要であることが示唆された。

(5) 屋内を禁煙にしている店について

今回の分析対象店では、全面禁煙にした店が2017年に半数を超え、その後急速に増えていた。全面禁煙に対して、約6割の店は気になることは何もなく、約5割の店は何も行うことはなかった。しかし、自由記載からは、屋内禁煙は設けるに越したことはないが、客の理解が気になることが窺えた。約半数の店が、問題なく全面禁煙を行っていた。自由記載からは、禁煙のポスターやチラシなど、喫煙者への理解を得たいという広報が多いが、従業員にタバコを吸わない人を入れるという周到な対策をした店舗もみられた。

禁煙後の変化についてみると、約4割が変化はないと回答しているが、約4割はタバコの臭いはなくなった、約2割は店が汚れにくくなったと感じていた。タバコの臭い、汚れの変化に気づきやすいことが示唆された。自由記載からは、顧客だけでなく、事業者も灰皿の処理など、禁煙によるメリットを感じていた。

屋内禁煙に伴う店の変化としては、約7割の店で客層の変化はなかったが、約1割の店で

家族連れや女性客などの新しい客層が来店するようになった。自由記載からも、お客に喫煙者が減り、家族づれが増えたことを実感していた。客が遠のいたと感じた店は1割もなく、そのうち、約3割は1年後に遠のいていた客が戻っていた。一方、屋内禁煙に対する客からの意見では、反対の意見が1割足らずで、禁煙の説明が増える、禁煙に関する苦情が増えるなどが挙げられた。一方、感謝の声が増える、喫煙に関する苦情が減るなど、好意的な反応が約2割あった。これらのことから、屋内禁煙にしても約7割の店で売り上げに変化はなく、大多数の飲食店は禁煙化しても売り上げが変わらないという報告(4)と符合していた。

屋内禁煙しても、世論からの評価は高くなったと思っていない店が約4割あり、禁煙の実施は当然の流れだと考えていることが窺えた。

(6) 産業保健分野からみた飲食店の受動喫煙対策の推進について

令和元年基発0701第1号により、新しく「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が策定された。このガイドラインは、ほぼ改正健康増進法の受動喫煙防止対策の規定どおりであり、健康増進法の規定を遵守すれば、基本的には労働安全衛生法第68条の2の事業者の努力義務を果たしたことになると考えられる。

本調査の分析対象となった飲食店は、改正健康増進法の経過措置として当分の間は喫煙専用室内での喫煙が可能な店が約8割であった。そのような店を含めても、屋内禁煙が進んでいた。しかし、喫煙専用室を設置していても、標識の掲示、未成年が立ち入らないような対策をしている店はほとんどなかったため、これらの対応を進めていく必要がある。

屋内の喫煙場所がある約4割の店で屋内禁煙化に伴って客が減ることを懸念していた。しかし、屋内禁煙にして客層が遠のいたのは1割に届かず、そのうちの3割が1年以内に戻っている。このことを経営責任者に伝えることで、屋内禁煙化が進められる可能性がある。

他方、喫煙専用室を設置する場合には、費用がかかる。資本金が5000万円以下あるいは雇用労働者数が50人以下の場合は「受動喫煙防止対策助成金」の申請ができる。この点を経営責任者に伝える必要がある。しかし、喫煙専用室を設置した場合、標識の掲示、未成年が立ち入らないような対策が必要であることも伝える必要がある。

改正健康増進法の経過措置として当分の間喫煙専用室内での喫煙が可能な店のうち喫煙を認めているのは約4割であった。喫煙店の場合、未成年は就労できないし、家族連れも入店できない。今回30㎡未満の店では屋内禁煙が進んでいることが窺われたが、「30㎡以上100㎡未満」では屋内禁煙が遅れていた。大阪府の条例のように今後飲食店の禁煙が進む可能性があり(1)、この客席面積の店では屋内禁煙の準備を進めておくことが望まれる。

従業員に対する受動喫煙対策は肝要である。飲食店においては、たばこ煙との接触を避けるために、喫煙室や排気装置の設置などの対策は必須である。さらに、受動喫煙による健康影響の周知に加え、勤務シフトや店内レイアウト、サービス提供方法における工夫が肝要である。さらに、従業員になろうとする者においては、従業員を募集している飲食店における、受動喫煙から従業員を保護している内容を確認するような意識づくりも要諦である。

和歌山産業保健総合支援センターの支援として、今回調査を行っていないが、相談窓口の設置、現地指導が挙げられる。

相談窓口の設置では、電話・メールで相談を受け付け、回答する。それに合わせて、禁煙し

ても経済的デメリットが少ないこと（顧客が減らない、客層が一時的に遠のいても戻ってくるなど）、「受動喫煙防止対策助成金」の申請ができることを伝える必要がある。

現地指導は、電話やメールでの相談に対応が難しい場合や希望された場合に、相談員が現地に赴き、現地で指導や助言するものである。喫煙専用室を設置している場合、標識の掲示、未成年が立ち入らないような対策を分かりやすく説明する。

飲食店の事業主の関心や意識を高めるために、関連団体の会合などに相談医が赴き、禁煙化に向けた必要性や効果、助成金などの説明を行うことも可能である。

（参考文献）

- 1) 大阪府の受動喫煙防止対策. <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsu/> (2020.06.18アクセス)
- 2) 川村晃右, 中井あい, 山田和子, 森岡郁晴. 飲食店における禁煙実施状況と有訴者率・通院者率・医療費・死亡率との関係: 都道府県別の資料による検討. 日本衛生学雑誌 2019;74:1-7.
- 3) 本田 瑛子. 飲食店における受動喫煙防止活動の推進 飲食店の禁煙状況の地域別・業種別実態 民間口コミグルメサイト登録情報からの検討. 日本公衆衛生雑誌 2018;65(10)特別付録:163.
- 4) 北田雅子, 秦温信, 松崎道幸, 岩崎拓哉, 菌潤. 日本国内の主要外食チェーン企業における喫煙対策の現状と課題. 日本禁煙学会雑誌 2012;7(1):8-16.

7) まとめ

(1) 店について

業種は、「ダイニングバー・居酒屋」が喫煙店の15.7%、禁煙店の4.8%で、有意な差を認めた。「カフェ・喫茶店」は喫煙店の26.4%、禁煙店の40.8%で、有意差を認めた。

資本金は、「5000万円以下」が喫煙店の49.6%、禁煙店の44.9%であった。客席面積は、「30㎡未満」が喫煙店の29.8%、禁煙店の42.2%で、有意な差を認めたが、「30㎡以上100㎡未満」を合わせると喫煙店の81.0%、禁煙店の84.4%で、有意な差を認めなかった。改正健康増進法の経過措置として当分の間喫煙専用室内での喫煙が可能である、資本金5000万円以下、かつ100㎡未満の店は、209店（78.0%）であった。

経営責任者は、「喫煙者」、「過去に喫煙した（禁煙した）」を合わせると、喫煙店の54.5%、禁煙店の37.4%で、有意な差を認めた。

従業員に「喫煙者がいる」店は、喫煙店の45.5%、禁煙店の32.7%で、有意な差を認めた。従業員に「20歳未満の者がいる」店は、喫煙店の25.6%、禁煙店の23.1%であった。

(2) 受動喫煙対策について

喫煙店では、屋内の「どの席でも自由に喫煙できる」が58.7%であった。一方、禁煙店では、「屋内を全面禁煙（加熱式たばこを含む）にし、喫煙できる場所はない」が52.4%であった。

喫煙専用室に喫煙可能であることを「掲示している」店は、喫煙店の 29.7%、禁煙店の 46.7%であった。

喫煙専用室に 20 歳未満の者が立ち入らないような「対策をしている」店は、喫煙店の 33.3%、禁煙店の 20.0%であった。

(3) 現在屋内に喫煙できる場所（喫煙コーナーなど）がある店について

健康増進法の改正に伴う対応として、「屋内を禁煙にする」店が 43.8%で最も多かった。

屋内の喫煙場所をなくすために必要なものは、「経営責任者の判断」が 57.9%で最も多く、次いで、「喫煙している客の理解」が 52.9%であった。

原則屋内禁煙に伴う対策に対して、「客が減る」が 42.1%、「理解はできるが、対応は無理である」が 36.4%であった。

(4) 現在屋内を禁煙にしている店について

全面禁煙にする際に気になったことは、「喫煙客の店離れ」が 24.5%であった。

全面禁煙に向けて「喫煙者の常連客に事前周知した」店が 20.4%、「喫煙従業員へ事前説明した」店が 10.9%であった。

屋内禁煙後に起こった変化では、「たばこの臭いがなくなった」が 36.1%、「店が汚れにくくなった」が 24.5%であった。

客層の変化では、「新しい客層が来店した」が 11.6%、「一時的に客が遠のいた」が 6.1%であった。「新しい客層が来店した」店（17 件）で、新しい客層は「家族連れ」、「女性客」がともに 12 件（70.6%）であった。「一時的に客が遠のいた店」（9 件）のうち、客が戻った店は 3 件（33.3%）で、客が戻るまで 1 年かかっていた。

客からの反応は、「好意的な反応が多い」が 24.5%、「反対意見が多い」が 7.5%であった。

II 調查結果

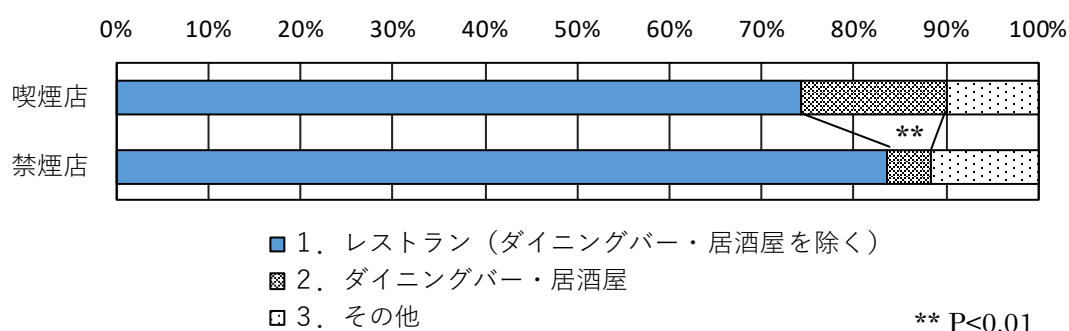
屋内に喫煙できる場所のある店が回答する箇所に回答している「喫煙店」は121店、屋内を全面禁煙にしている店が回答する箇所に回答している「禁煙店」は147件であった。

I 店について

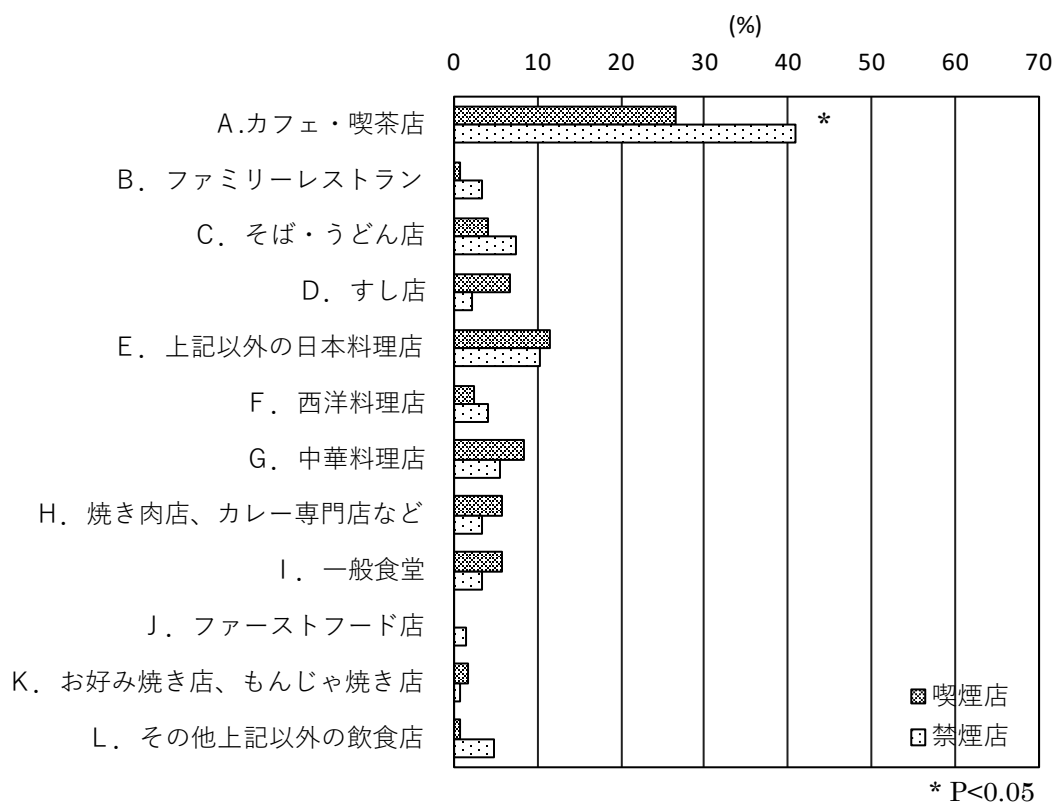
問1 業種

「レストラン（ダイニングバー・居酒屋を除く）」は喫煙店の74.4%、禁煙店の83.7%であったが、有意な差を認めるほどではなかった。「ダイニングバー・居酒屋」は喫煙店の15.7%、禁煙店の4.8%で、有意な差を認めた。

「その他」については、喫煙店が、宿泊施設、ドライブイン、バーなど、禁煙店が宿泊業、ドライブイン、テーマパーク内飲食店、韓国料理などがあつた。

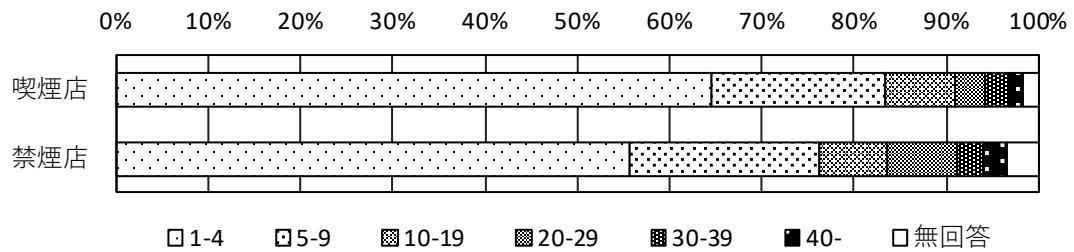


「レストラン（ダイニングバー・居酒屋を除く）」の内訳についてみると、「カフェ・喫茶店」は喫煙店の26.4%、禁煙店の40.8%で、有意差を認めた。次いで「上記以外の日本料理店」が喫煙店の11.6%、禁煙店の10.2%であった。

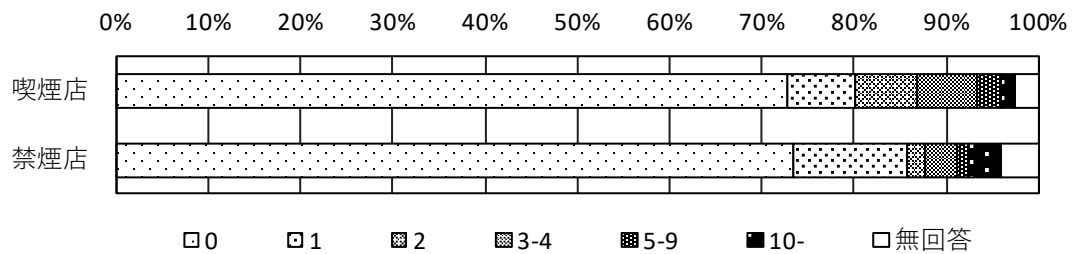


問2 従業員数

「1~4人」は喫煙店の64.5%、禁煙店の55.8%であった。

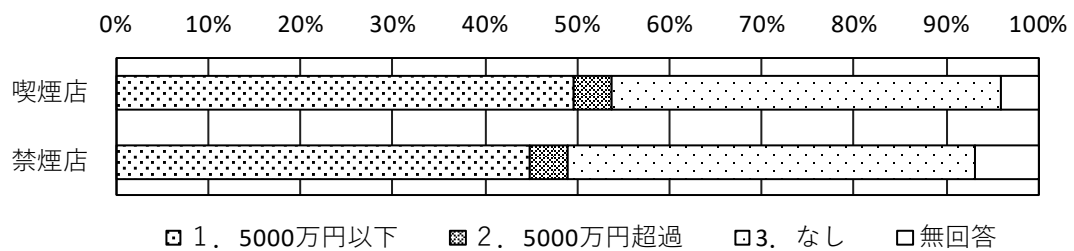


20歳未満の人数は、「0人」が喫煙店の72.7%、禁煙店の73.5%であった。



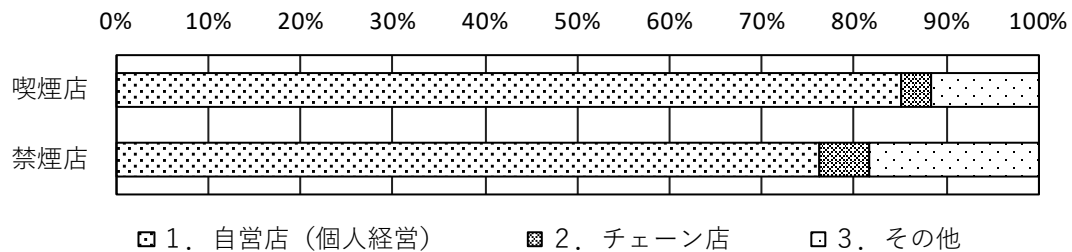
問3 資本金

資本金は、「5000万円以下」が喫煙店の49.6%、喫煙店の44.9%であった。



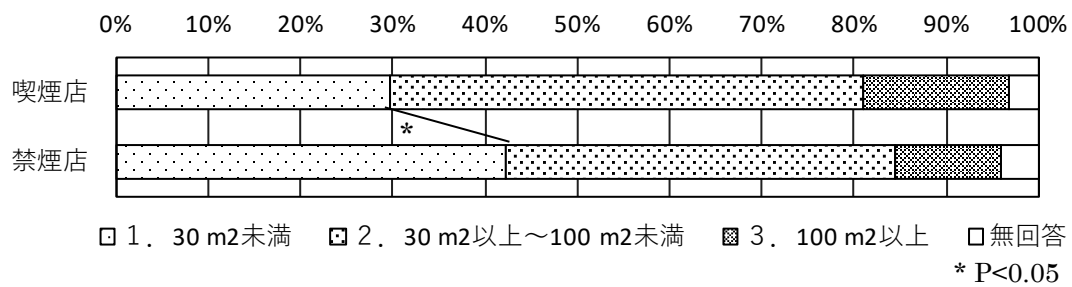
問4 経営形態

「自営店（個人経営）」が喫煙店の85.1%、禁煙店の76.2%であったが、有意の差を認めるほどではなかった。

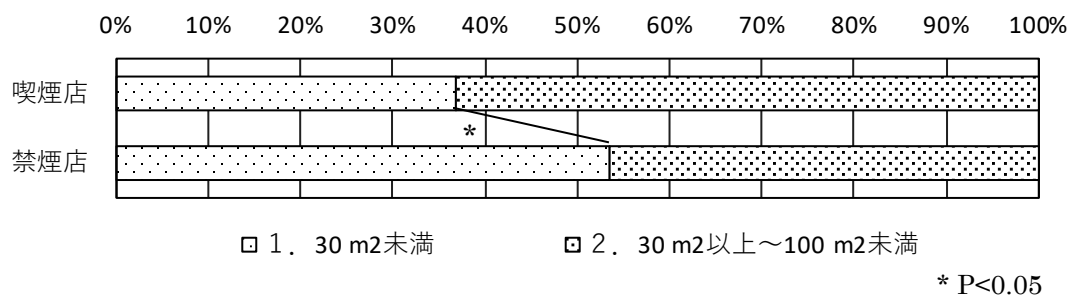


問5 客席面積

「30 m²未満」は喫煙店の29.8%、禁煙店の42.2%で、有意な差を認めたと、
「30 m²以上 100 m²未満」を合わせると、喫煙店の81.0%、禁煙店の84.4%で、有意な差を認めなかった。

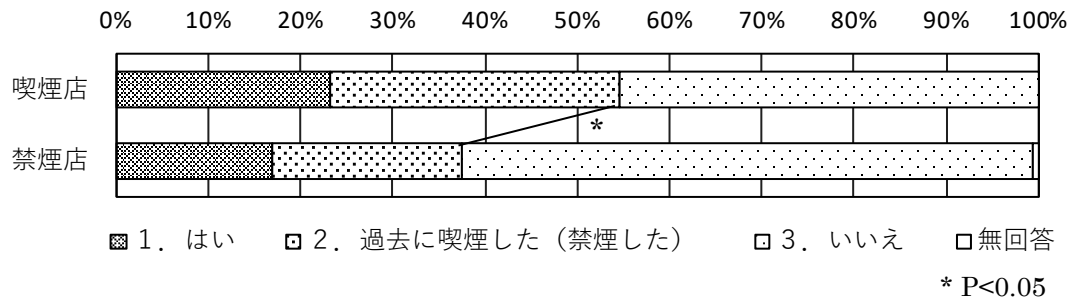


改正健康増進法の経過措置として当分の間喫煙専用室内での喫煙が可能である、資本金5000万円以下、かつ100 m²未満の209店で、客席面積との関係を見ると、「30 m²未満」は喫煙店（95件中）の36.8%、禁煙店（114件中）の53.5%で、有意な差を認めた。



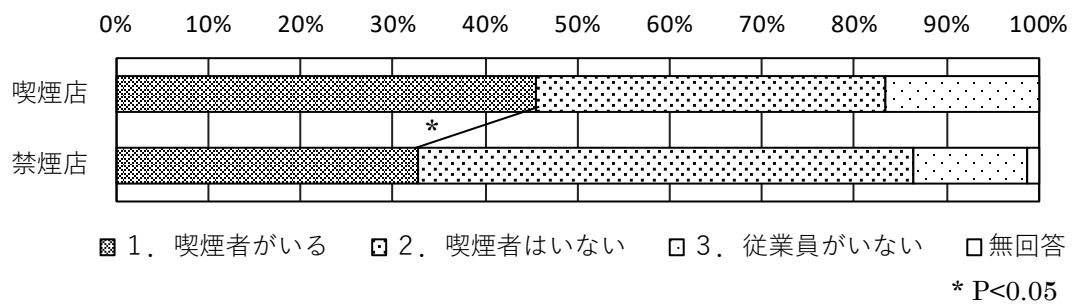
問6 経営責任者の喫煙の有無

経営責任者は、「喫煙者」が喫煙店の23.1%、禁煙店の17.0%で、有意な差を認めなかったが、「過去に喫煙した（禁煙した）」を合わせると、喫煙店の54.5%、禁煙店の37.4%で、有意な差を認めた。



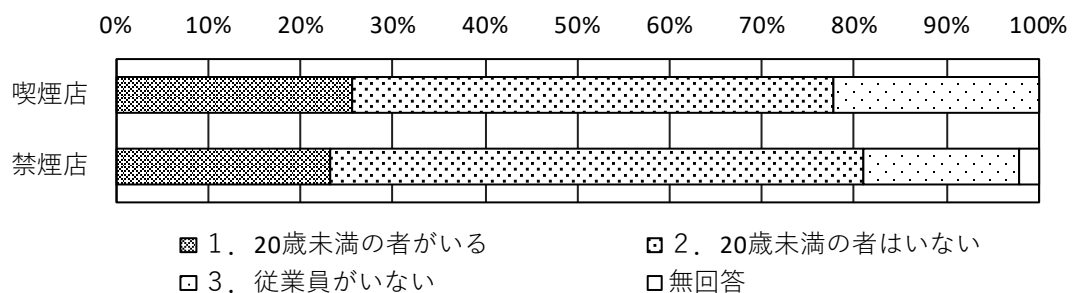
問7 従業員の喫煙者の有無

従業員に「喫煙者がいる」は、喫煙店の45.5%、禁煙店の32.7%で、有意な差を認めた。



問8 20歳未満の従業員の有無

従業員に「20歳未満の者がいる」は、喫煙店の25.6%、禁煙店の23.1%であった。

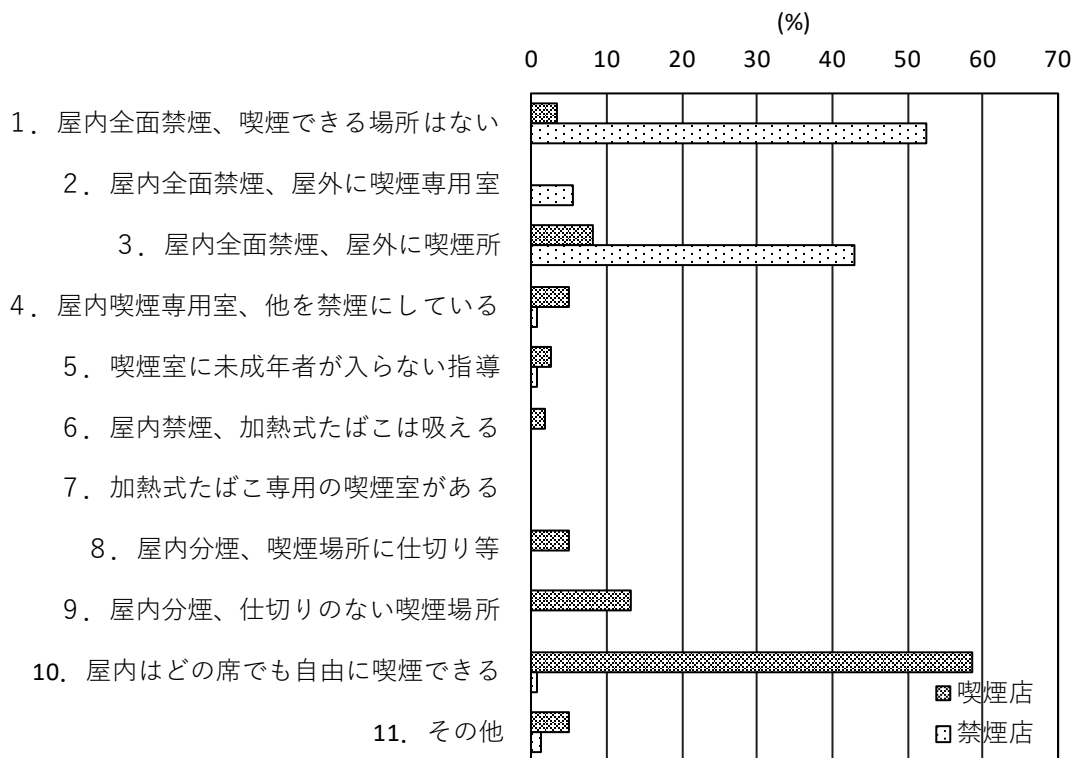


II 受動喫煙対策について

問1 屋内喫煙できる場所（複数回答）

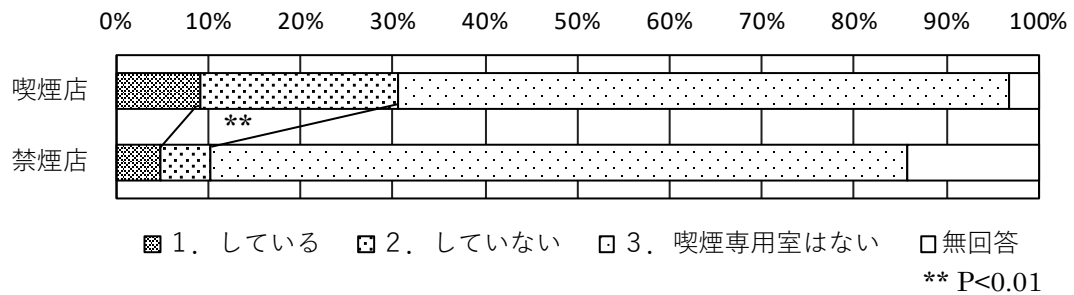
喫煙店では、「屋内はどの席でも自由に喫煙できる」が58.7%であり、次いで、「屋内分煙で、仕切りのない喫煙場所（喫煙コーナーなど）を指定している」が13.2%であった。一方、禁煙店では、「屋内を全面禁煙（加熱式たばこを含む）にし、喫煙できる場所はない」が52.4%であり、次いで、「屋内を全面禁煙（加熱式たばこを含む）にし、屋外に喫煙所（部屋にはなっていない喫煙コーナー等）を設けている」が42.9%であった。

「その他」には、喫煙店で「ランチタイムのみ禁煙（2件）」「禁煙にご協力をお願いしている」「喫煙する方には2本までとし、換気に気を付けている」などがあつた。



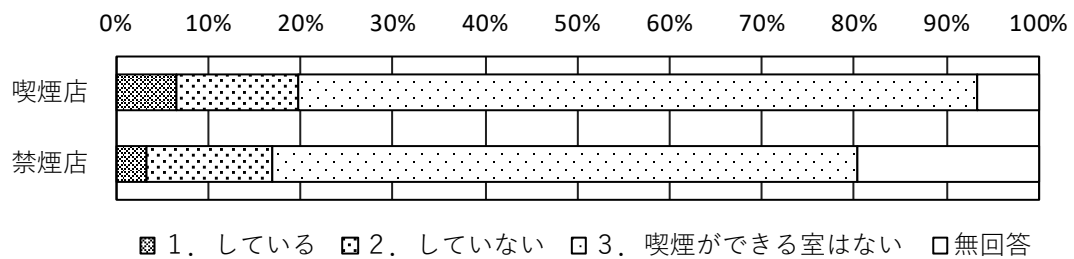
問2 喫煙専用室に喫煙可能であることの提示の有無

喫煙専用室があり、喫煙専用室に喫煙可能であることを「掲示している」店は、喫煙店（37店）の29.7%、禁煙店（15店）の46.7%であった。



問3 喫煙専用室に20歳未満の者が立ち入らないような対策の有無

喫煙専用室があり、喫煙専用室に20歳未満の者が立ち入らないような「対策をしている」店は、喫煙店（24店）の33.3%、禁煙店の20.0%であった。

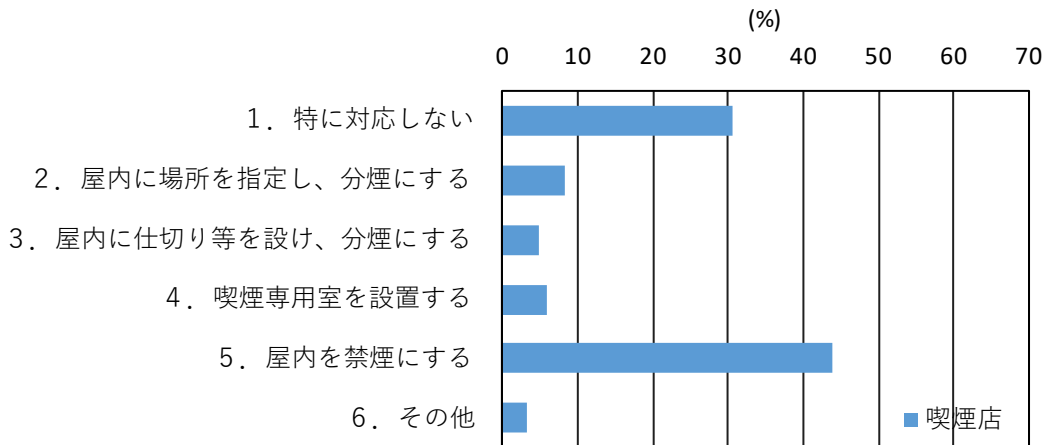


Ⅲ 現在屋内に喫煙できる場所（喫煙コーナーなど）がある店について

問1 健康増進法の改正に伴う対応

健康増進法の改正に伴う対応として、「屋内を禁煙にする」が43.8%で最も多く、次いで、「特に対応しない」が30.6%であった。

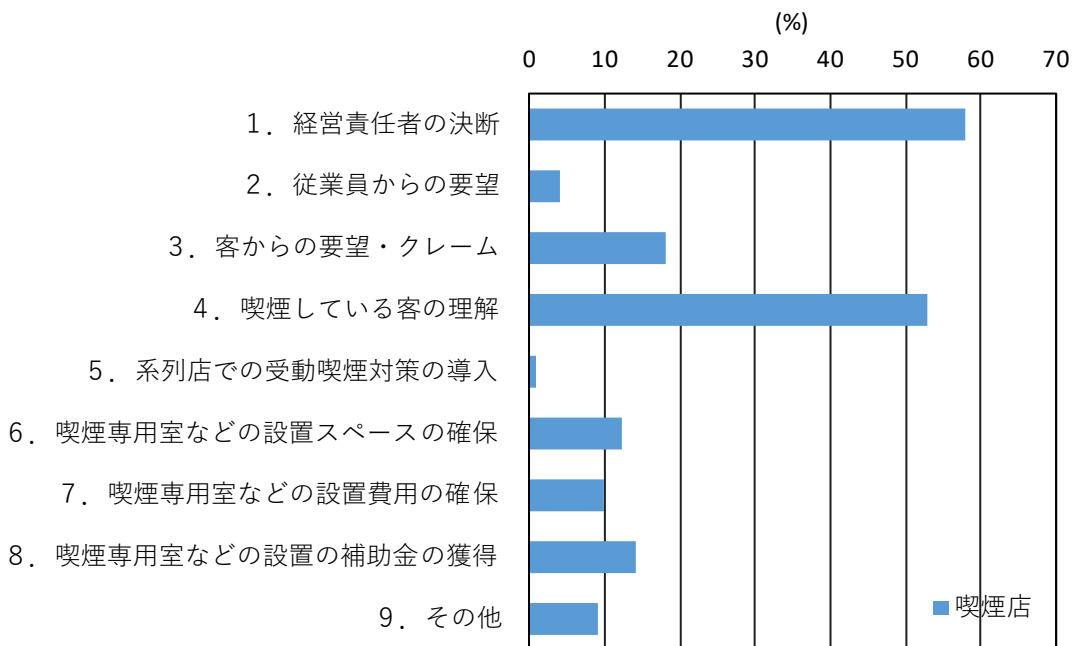
「その他」には、「外に灰皿を置いた」「電子タバコのみ可とした」などがあつた。



問2 屋内の喫煙場所をなくすために必要なもの（複数回答）

屋内の喫煙場所をなくすために必要なものは、「経営責任者の判断」が57.9%で最も多く、次いで、「喫煙している客の理解」が52.9%、「客からの要望・クレーム」が18.2%であった。

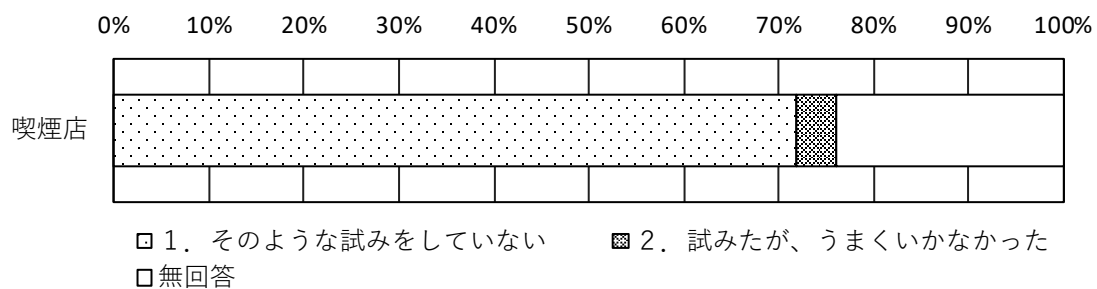
「その他」には、「タバコ販売の中止（4件）」、「県の条例で禁煙に」、「国の決断」、「屋外で喫煙するための設備費用」、「現在カウンターに置いている灰皿の撤去」などがあつた。



問3 喫煙場所をなくそうとした際にうまくいかなかったもの

喫煙場所をなくそうといった「そのような試みをしていない」が71.9%で、「試みたが、うまくいかなかった」が4.1%であった。

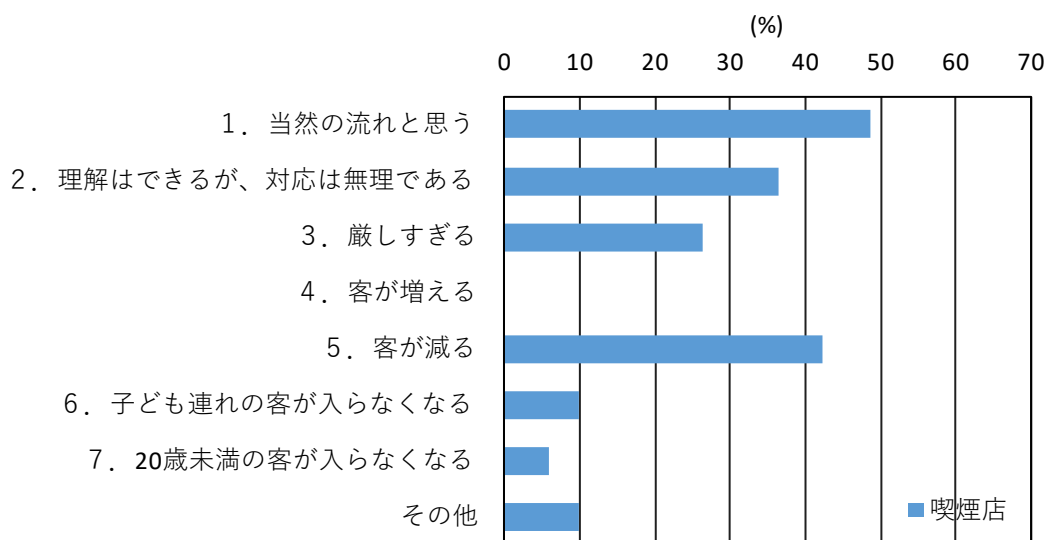
「試みたがうまくいかなかった」試みには、「1テーブルだけ禁煙した」があり、「お客様に訴えたら、客数が減少した」「全室禁煙などは、客の理解が得られなかった」などの記載があった。



問4 原則屋内禁煙に伴う対策に対する思い (複数回答)

原則屋内禁煙に伴う対策に対して、「当然の流れと思う」が48.8%で最も多かったが、「客が減る」が42.1%、「理解はできるが、対応は無理である」が36.4%であった。

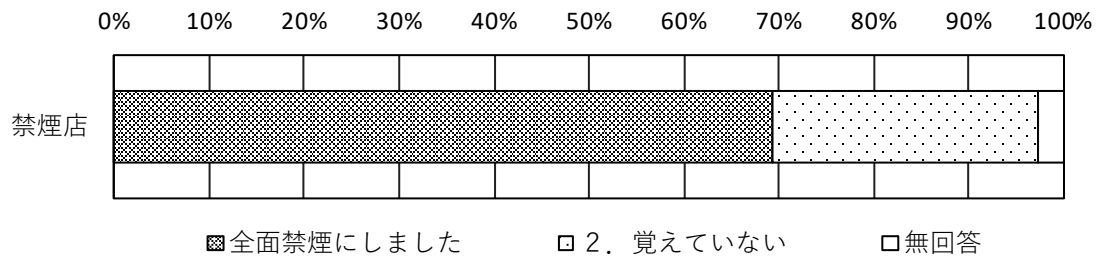
「その他」には、「この日を長い間待っていました。ありがたいことと思っています」、「すべての店で禁煙にしてもらいたい。例外なく」、「原則でなく全面禁煙にして欲しい」、「喫煙を断る理由ができて良いと思う」という肯定的な意見、「たばこを販売しているのに吸える場所をなくしていくのはおかしい。たばこの販売をなくすべき」、「ここまでするのならタバコを法律で禁止しろ。矛盾も甚だしい」、「禁煙よりもタバコの製造販売を禁止すべきだ」という、たばこ販売に関する意見、「なんでも規制すればよいものではなく、タバコは文化である」「法律が理解できない。個人の自由である」という嗜好の問題という意見があった。



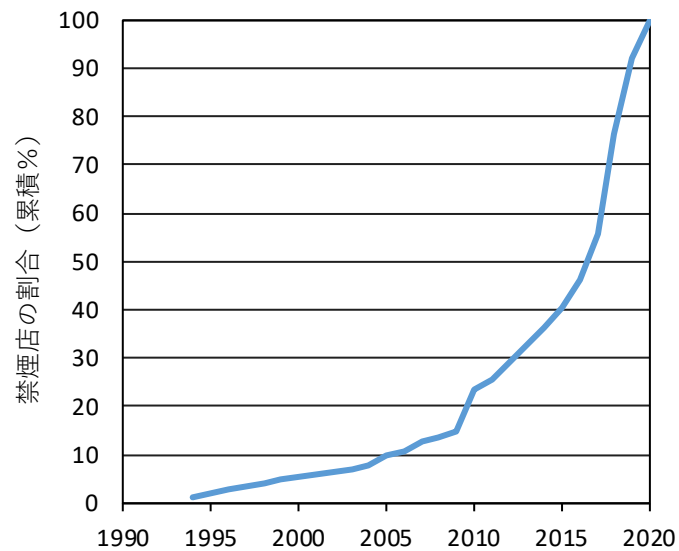
IV 現在屋内を禁煙にしている店について

問1 全面禁煙にした時期

全面禁煙にした時期を覚えていたのは、69.4%（102店）であった。



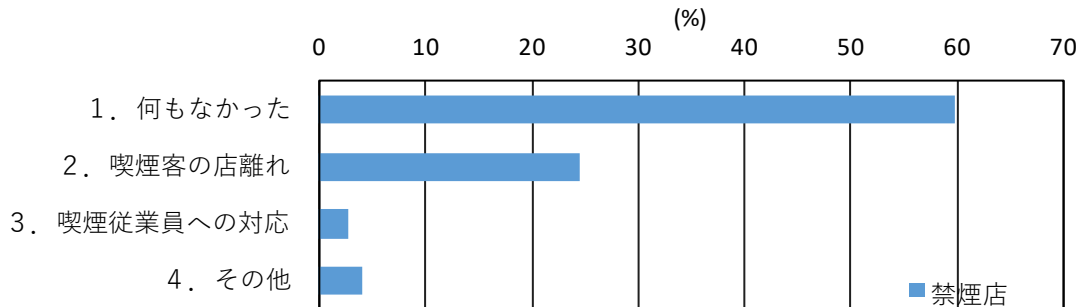
最も早く全面禁煙とした店は1994年であった。その後の経過を累積割合(%)で見ると、2017年に50%を超え(55.9%)、2018、2019年に全面禁煙した店が多かった。



問2 全面禁煙にする際に気になったこと（複数回答）

全面禁煙にする際に気になったことは、「何もなかった」が59.9%で最も多く、次いで、「喫煙客の店離れ」が24.5%であった。

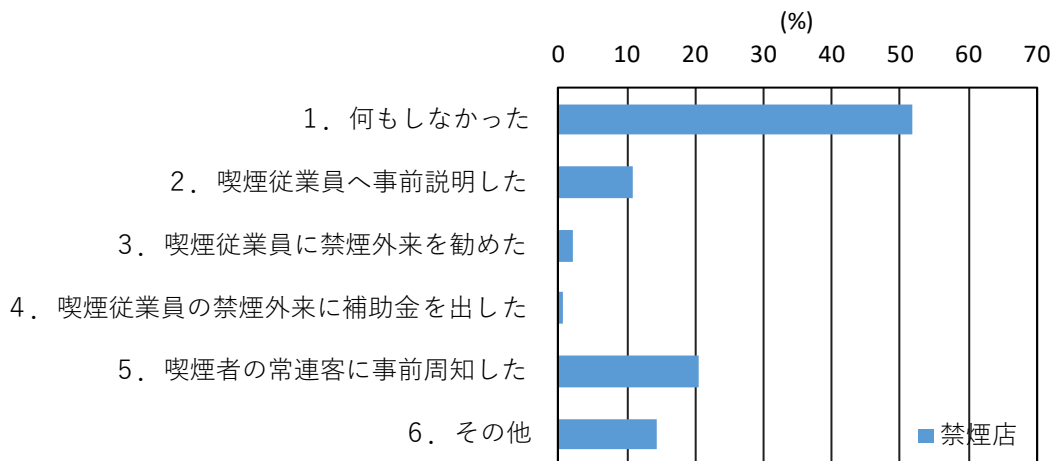
「その他」には、「禁煙となっても灰皿を希望されること」「客の理解」などがあつた。



問3 全面禁煙に向けておこなったこと（複数回答）

全面禁煙に向けて「何もしなかった」が51.7%で最も多かったが、「喫煙者の常連客に事前周知した」が20.4%、「喫煙従業員へ事前説明した」が10.9%であった。

「その他」には、「禁煙のポスター・張り紙・マーク・看板を貼った（8件）」、「店内へチラシ・協力のお願ひ」などの広報、「灰皿を設置しない」、「外に灰皿を置きました」など灰皿の対応、「来られたお客様に口頭で説明した」、「従業員にタバコを吸わない人を入れている」などがあつた。

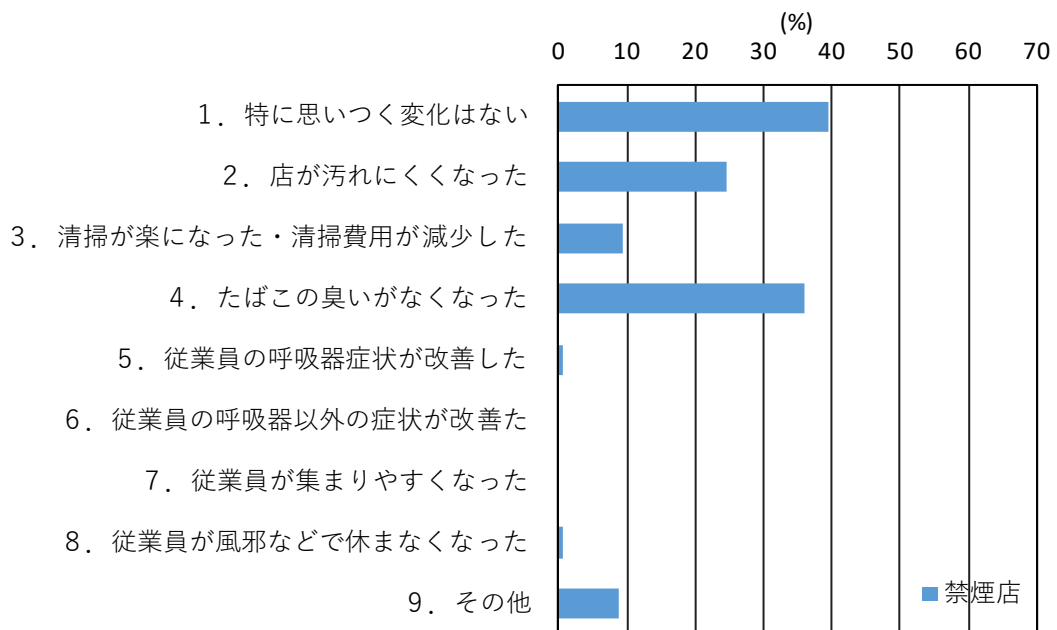


V 屋内禁煙の実施後について

問4 屋内禁煙後に起こった変化（複数回答）

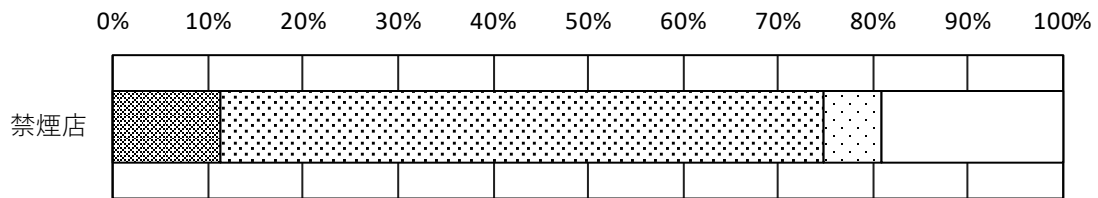
屋内禁煙後に「特に思いつく変化はない」が39.5%であったが、「たばこの臭いがなくなった」が36.1%、「店が汚れにくくなった」が24.5%であった。

「その他」には、「客が喜んでいる」「嫌煙客が選んでくれるようになった」「灰皿を洗う必要がなくなった」などがあつた。



問5 客層の変化

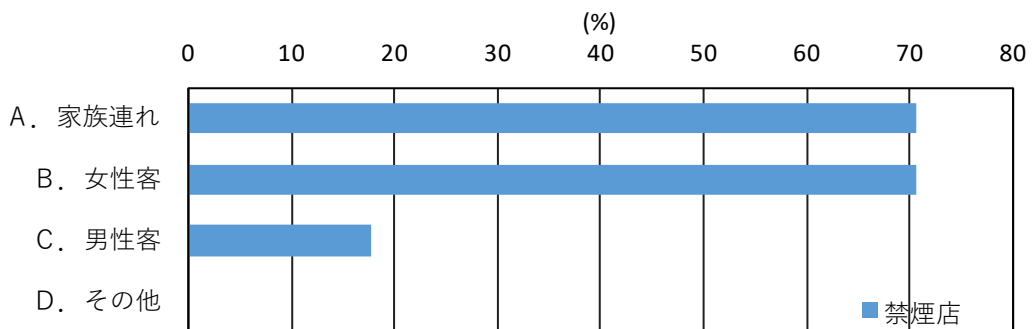
客層は、「新しい客層が来店した」が 11.6%、「変わらない」が 65.3%、「一時的に客が遠のいた」が 6.1%であった。



■ 1. 新しい客層が来店した □ 2. 変わらない □ 3. 一時的に客が遠のいた □ 無回答

○新しい客層が来客した時期（記載は 17 件中 7 件）は、禁煙実施後 0～3 か月が 3 件、1 年が 3 件、5 年が 1 件であった。

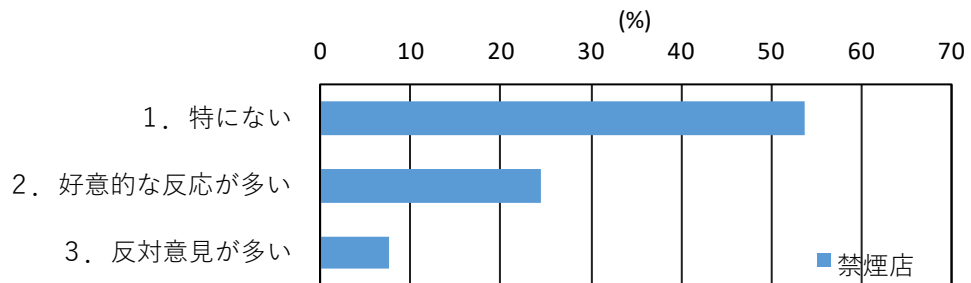
○新しい客層（17 件中）は、「家族連れ」、「女性客」がともに 12 件（70.6%）、「男性客」が 3 件（17.6%）であった。



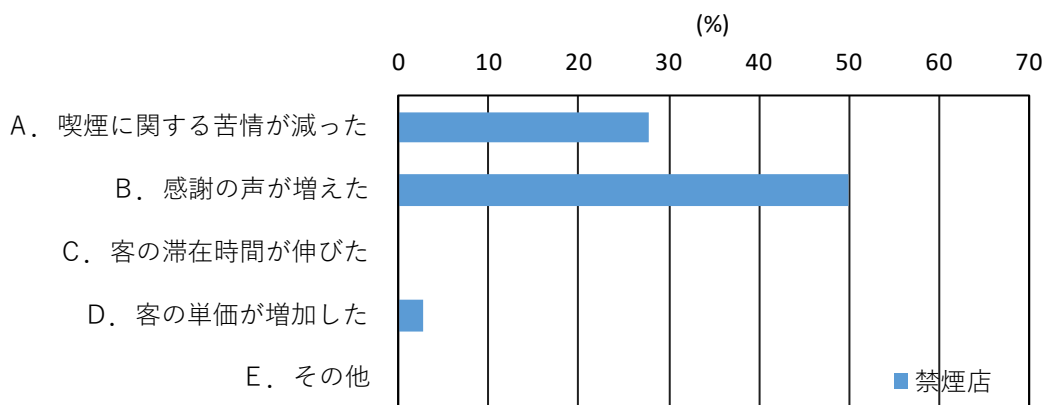
○一時的に客が遠のいた店（9 件）のうち、客が戻った店は 3 件（33.3%）で、客が戻るまで 1 年かかっていた。

問6 客からの反応

客からの反応は、「特にない」が 53.7%、「好意的な反応が多い」が 24.5%、「反対意見が多い」が 7.5%であった。

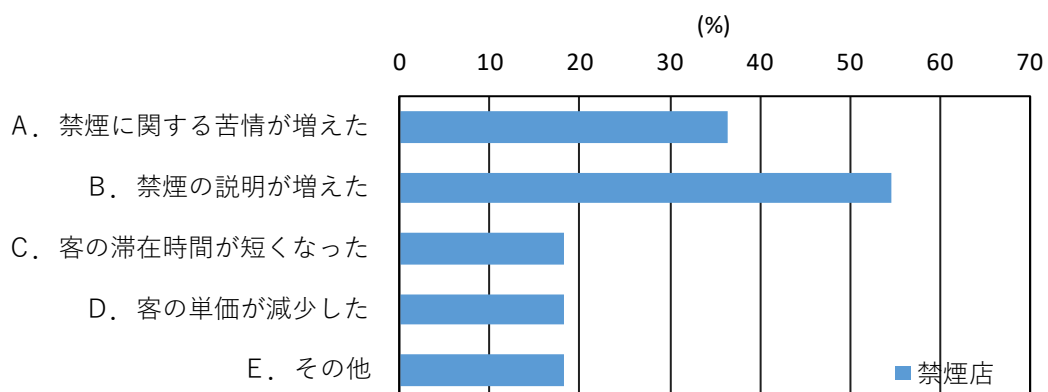


○「好意的な反応が多い」と答えた内容としては（36件中）、「感謝の声が増えた」が 50.0%で最も多く、次いで、「喫煙に関する苦情が減った」が 27.8%であった。



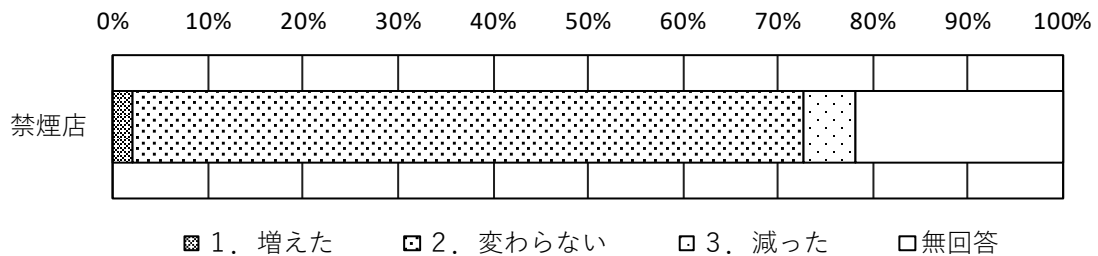
○「反対意見が多い」と答えた内容としては（11件中）、「禁煙の説明が増えた」が 54.5%で最も多く、次いで、「禁煙に関する苦情が増えた」が 36.4%、「客の滞在時間が短くなった」「客の単価が減少した」が 18.2%であった。

「その他」には、「喫煙できないのが分かると帰った」「妊婦や赤ちゃんが増えた」があった。



問7 売り上げの変化

売り上げは、「増えた」が2.0%、「変わらない」が70.7%、「減った」が5.4%であった。

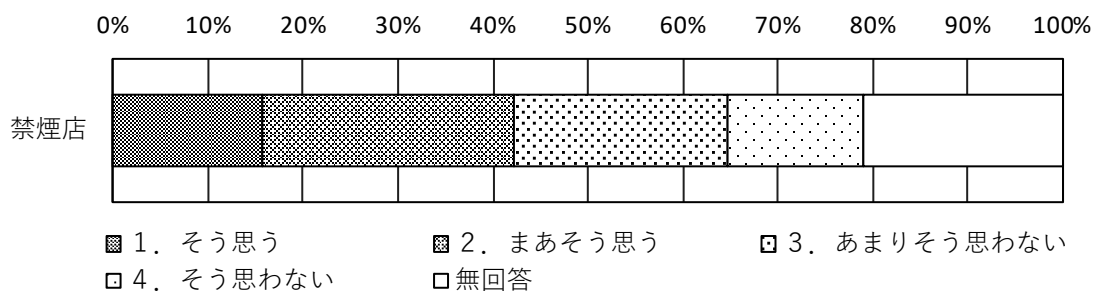


○売り上げが「増えた」店（3件中）で増えた割合は、5%程度、10%程度、20%程度がそれぞれ1件であった。

○売り上げが「減った」店（8件中）で減った割合は、5%程度が1件、10%程度が2件、15%程度が1件、50%程度が1件であった。

問8 世間からの評価に対する思い

世論からの評価が高くなったかどうかについて、「そう思う」「まあそう思う」が合わせて42.2%、「そう思わない」「あまりそう思わない」が合わせて36.7%であった。



資料

ご担当者殿（支店の場合は、支店ごとにお答えください）

「和歌山県内の飲食店における受動喫煙対策実態調査」に関するお願い

令和2年3月

和歌山産業保健総合支援センター

所長 寺下 浩彰

謹啓 早春の候、いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、健康増進法が改正され、4月1日より受動喫煙の防止がより一層図られます。飲食店において喫煙室等で喫煙可能とする場合、その旨の掲示が必要となり、客・従業員ともにその区域に20歳未満の者は立ち入らせることができなくなります。一方、屋内全面禁煙を実施するには困難な状況も指摘されています。

そこで、このアンケート調査は、和歌山県内の飲食店に屋内禁煙に関する取り組み状況についてお尋ねし、和歌山産業保健総合支援センターとしてその取り組みを、今後受動喫煙対策を検討する飲食店の支援に役立てるために実施するものです。

本調査は任意のものであり、参加しなくても特に不利益は生じません。事業場名は無記名で、データは統計的に処理されます。集計結果はホームページ等に公表されますが、事業場や個人のプライバシーは完全に保護されます。また、調査結果を上記の目的以外に使用することはありませんので、率直なご意見やご要望をご記入くださいますようお願い申し上げます。アンケートの回答、提出をもって本調査の同意が得られたものとみなします。

なお、このアンケート調査は、独立行政法人 労働者健康安全機構 和歌山産業保健総合支援センターの調査研究事業です。

謹白

【アンケート記入上の注意】

1. 調査票の回答は、把握されている現状についてご回答ください。無記名調査のため、アンケート提出後は回答の修正及び撤回ができません。
2. 10分程度で記入できる調査内容になっています。
3. 調査票は、令和2年3月20日現在で記入してください。
4. 回答は数字を選ぶものと、該当する文字・数字等を記入するものがあります。該当する数字に○印をつけてください。（ ）内には、具体的に記入してください。
5. 「その他（ ）」に該当する場合には、（ ）内に具体的に記入してください。
6. 回答いただいた回答用紙を返信用封筒に同封して、『令和2年3月31日（火曜日）』までにご返送ください。差出人の記載は不要です。
7. 調査内容について不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先：調査研究実施機関】

独立行政法人 労働者健康安全機構 和歌山産業保健総合支援センター（窓口）豊倉 山本
〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館7階

TEL 073-421-8990 FAX 073-421-8991

メールアドレス info@wakayamas.johas.go.jp

ホームページ <https://wakayamas.johas.go.jp/>

和歌山県内の飲食店における受動喫煙対策実態調査

飲食店における受動喫煙対策の推進を検討する際の参考にします。

(記入方法)

該当する数字・アルファベットに○印を付け、空白欄には文字・数字をご記入ください。
把握されている状況をありのままにご記入してくださいようお願いします。
なお、記載された内容は、秘密厳守し、他に漏らすことは絶対にありません。

I 店について

(注)「従業員」とは、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」など、正規雇用以外に位置付けられている者を含みます。

問1	業種 (アルファベットにも○をしてください)	1. レストラン(ダイニングバー・居酒屋を除く) ⇒A. カフェ・喫茶店 B. ファミリーレストラン C. そば・うどん店 D. すし店 E. 上記以外の日本料理店(天ぷら料理、うなぎ料理、かに料理、牛丼、鍋料理、しゃぶしゃぶなど) F. 西洋料理店(フランス料理、イタリア料理など) G. 中華料理店(ラーメン店を含む) H. 焼き肉店、カレー専門店、エスニック料理店など I. 一般食堂(定食屋など) J. ファーストフード店 K. お好み焼き店、もんじゃ焼き店 L. その他上記以外の飲食店(たこ焼き屋、甘味処など) 2. ダイニングバー・居酒屋 3. その他()
問2	従業員数	計()人：うち20歳未満()人
問3	資本金	1. 5000万円以下 2. 5000万円超過 3. 資本金なし
問4	経営形態	1. 自営店(個人経営) 2. チェーン店 3. その他
問5	客席面積(厨房の面積は含みません)は	1. 30 m ² 未満 2. 30 m ² 以上～100 m ² 未満 3. 100 m ² 以上
問6	経営責任者は喫煙しますか	1. はい 2. 過去に喫煙した(禁煙した) 3. いいえ
問7	従業員に喫煙者がいますか	1. 喫煙者がいる 2. 喫煙者はいない 3. 従業員がいない
問8	従業員に20歳未満の者がいますか	1. 20歳未満の者がいる 2. 20歳未満の者はいない 3. 従業員がいない

II 受動喫煙対策について

(注)「屋内」とは、「屋外テラスなどを除く店内と厨房など」を指します。

「喫煙専用室」とは、喫煙のみに用いる部屋で、飲食は不可の部屋を指します。

問 1	<p>屋内の喫煙できる場所は (3月20日現在)</p> <p>(該当する<u>すべて</u>に○印をつけてください)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋内を全面禁煙(加熱式たばこを含む)にし、喫煙できる場所はない 2. 屋内を全面禁煙(加熱式たばこを含む)にし、<u>屋外に喫煙専用室</u>を設けている 3. 屋内を全面禁煙(加熱式たばこを含む)にし、<u>屋外に喫煙所(部屋にはなっていない喫煙コーナー等)</u>を設けている 4. 屋内に喫煙専用室を設け、他を禁煙(加熱式たばこを含む)にしている 5. 喫煙専用室には20歳未満の者が立ち入らないように指導している 6. 屋内禁煙(喫煙専用室の設置等による分煙の場合を含む)としているが、加熱式たばこは屋内の禁煙区域でも吸えるようになっている 7. 加熱式たばこ専用の喫煙室がある 8. 屋内分煙で、喫煙場所に仕切り等がある。 9. 屋内分煙で、仕切りのない喫煙場所(喫煙コーナーなど)を指定している 10. 屋内はどの席でも自由に喫煙できる 11. その他()
問 2	<p>喫煙専用室には喫煙可能な場所である旨の掲示をしていますか(3月20日現在)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. している 2. していない 3. 喫煙専用室はない
問 3	<p>喫煙専用室には20歳未満の者が立ち入らないように対策をしていますか(3月20日現在)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. している 2. していない 3. 喫煙ができる室はない

注：ここで質問が分かります。

- ・ 3月20日現在屋内に喫煙できる場所(仕切り・喫煙コーナーなどを含む)がある店は、質問Ⅲへ(3枚目に)。
- ・ 3月20日現在屋内を全面禁煙にしている店(喫煙できる場所がない)は、質問Ⅳへ(4枚目に)。

Ⅲ 3月20日現在屋内に喫煙できる場所（喫煙コーナーなど）がある店への質問です。

問1	健康増進法の改正に伴い、4月1日より原則屋内禁煙になりますが、どのように対応されますか	1. 特に対応しない 2. 屋内に場所を指定し、分煙にする 3. 屋内に仕切り等を設け、分煙にする 4. 喫煙専用室を設置する 5. 屋内を禁煙にする 6. その他（ ）
問2	屋内に喫煙できる場所（喫煙コーナーなど）をなくすために必要なものは (該当する <u>すべて</u> に○印をつけてください)	1. 経営責任者の決断 2. 従業員からの要望 3. 客からの要望・クレーム 4. 喫煙している客の理解 5. 系列店での受動喫煙対策の導入 6. 喫煙専用室などの設置スペースの確保 7. 喫煙専用室などの設置費用の確保 8. 喫煙専用室などの設置の補助金の獲得 9. その他（ ）
問3	喫煙できる場所をなくそうとしたが、うまくいかなかった、あるいは中止したものがあれば、教えてください。	1. そのような試みをしていない 2. 試みたが、うまくいかなかった → (どのような試みですか：)
問4	健康増進法の改正に伴い、4月1日より原則屋内禁煙になりますが、このような対策をどのように思いますか (該当する <u>すべて</u> に○印をつけてください)	1. 当然の流れと思う 2. 理解はできるが、対応は無理である 3. 厳しすぎる 4. 客が増える 5. 客が減る 6. 子ども連れの客が入らなくなる 7. 20歳未満の客が入らなくなる その他（ ）

3月20日現在屋内に喫煙できる場所（喫煙コーナーなど）がある店への質問はこれで終わりです。

ご協力ありがとうございました

同封の封筒にて、3月31日（火曜日）までに和歌山産業保健総合支援センターへお送りください。差出人の記載は不要です。

IV 3月20日現在屋内を禁煙にしている店への質問です。

問1	いつ屋内を全面禁煙にしましたか (3月20日以前)	1. ()年(西暦) 2. 覚えていない
問2	屋内を全面禁煙にする際に気になった内容は(該当する <u>すべて</u> に○印をつけてください)	1. 何もなかった 2. 喫煙客の店離れ 3. 喫煙従業員への対応 4. その他()
問3	屋内を全面禁煙に向けて行ったことは(該当する <u>すべて</u> に○印をつけてください)(工夫したことがあれば、その他にお書きください)	1. 何もしなかった 2. 喫煙従業員へ事前説明した 3. 喫煙従業員に禁煙外来を勧めた 4. 喫煙従業員の禁煙外来に補助金を出した 5. 喫煙者の常連客に事前周知した 6. その他()

V 屋内禁煙の実施後について

問4	屋内禁煙にして起こった変化は(該当する <u>すべて</u> に○印をつけてください)	1. 特に思いつく変化はない 2. 店が汚れにくくなった 3. 清掃が楽になった・清掃費用が減少した 4. たばこの臭いがなくなった 5. 従業員の呼吸器症状が改善し、気にならなくなった 6. 従業員の呼吸器以外の症状が改善し、気にならなくなった →(どのような症状ですか:) 7. 従業員が集まりやすく/採用しやすくなった 8. 従業員が健康に関連する問題(風邪など)で休まなくなった 9. その他()
問5	客層が変わりましたか(アルファベットは該当する <u>すべて</u> に○印をつけてください)	1. 新しい客層が来店した→(か月/ 年後に) ⇒A. 家族連れ B. 女性客 C. 男性客 D. その他 2. 変わらない 3. 一時的に客が遠のいた→元に戻りましたか: ⇒A. まだ B. 元に戻るまで か月/ 年かかった
問6	客からの反応はいかがでしたか(アルファベットは該当する <u>すべて</u> に○印をつけてください)	1. 特にない 2. 好意的な反応が多い ⇒A. 喫煙に関する苦情が減った B. 感謝の声が増えた C. 客の滞在時間が伸びた D. 客の単価が増加した E. その他() 3. 反対意見が多い ⇒A. 禁煙に関する苦情が増えた B. 禁煙の説明が増えた C. 客の滞在時間が短くなった D. 客の単価が減少した E. その他()
問7	売り上げは変化しましたか	1. 増えた→()%程度 2. 変わらない 3. 減った→()%程度
問8	世間からの評価が高くなったと思いますか	1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. そう思わない

3月20日現在屋内を全面禁煙にしている店への質問はこれで終わりです。

ご協力ありがとうございました

同封の封筒にて、3月31日(火)までに和歌山産業保健総合支援センターへお送りください。差出人の記載は不要です。

「和歌山県内の飲食店における受動喫煙対策実態調査」
の回答(実数)

・その他の回答の()内は、件数を示す。

I 店について

問1 業種

	喫煙店	禁煙店	計
1. レストラン(ダイニングバー・居酒屋を除く)	90	123	213
A. カフェ・喫茶店	32	60	92
B. ファミリーレストラン	1	5	6
C. そば・うどん店	5	11	16
D. すし店	8	3	11
E. 上記以外の日本料理店(天ぷら料理、うなぎ料理、かに料理、牛丼、鍋料理、しゃぶしゃぶなど)	14	15	29
F. 西洋料理店(フランス料理、イタリア料理など)	3	6	9
G. 中華料理店(ラーメン店を含む)	10	8	18
H. 焼き肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	7	5	12
I. 一般食堂(定食屋など)	7	5	12
J. ファーストフード店		2	2
K. お好み焼き店、もんじゃ焼き店	2	1	3
L. その他上記以外の飲食店(たこ焼き屋、甘味処など)	1	7	8
2. ダイニングバー・居酒屋	19	7	26
3. その他()	12	17	29
計	121	147	268

○その他

喫煙店	ドライブイン、バー、ホテル、民宿、和食、宿泊施設(3)、旅館(3)
禁煙店	ドライブイン、旅館、PIZZA店、ステーキハウス、ビュッフェレストラン、テーマパーク内飲食店、海鮮丼・お造りなど、簡易宿泊所、韓国料理・居酒屋、寺の茶店、宿坊(2)、宿泊業(2)、道の駅

問2 従業員数

計()人	喫煙店	禁煙店	計
1-4	78	82	160
5-9	23	30	53
10-19	9	11	20
20-29	4	11	15
30-39	3	4	7
40-	2	4	6
無回答	2	5	7
計	121	147	268

うち20歳未満()人	喫煙店	禁煙店	計
0	88	108	196
1	9	18	27
2	8	3	11
3-4	8	5	13
5-9	3	2	5
10-	2	5	7
無回答	3	6	9
計	121	147	268

問3 資本金

	喫煙店	禁煙店	計
1. 5000万円以下	60	66	126
2. 5000万円超過	5	6	11
3. 資本金なし	51	65	116
無回答	5	10	15
計	121	147	268

問4 経営形態

	喫煙店	禁煙店	計
1. 自営店(個人経営)	103	112	215
2. チェーン店	4	8	12
3. その他	14	27	41
計	121	147	268

問5 客席面積(厨房の面積は含みません)

	喫煙店	禁煙店	計
1. 30 m ² 未満	36	62	98
2. 30 m ² 以上～100 m ² 未満	62	62	124
3. 100 m ² 以上	19	17	36
無回答	4	6	10
計	121	147	268

○経過措置として、当分の間喫煙専用室内での喫煙が可能である、資本金 5000 万円以下かつ100 m²未満の 209 店の場合

	喫煙店	禁煙店	計
1. 30 m ² 未満	35	61	96
2. 30 m ² 以上～100 m ² 未満	60	53	113
計	95	114	209

問6 経営責任者は喫煙しますか

	喫煙店	禁煙店	計
1. はい	28	25	53
2. 過去に喫煙した(禁煙した)	38	30	68
3. いいえ	55	91	146
無回答		1	1
計	121	147	268

問7 従業員に喫煙者がいますか

	喫煙店	禁煙店	計
1. 喫煙者がいる	55	48	103
2. 喫煙者はいない	46	79	125
3. 従業員がいらない	20	18	38
無回答		2	2
計	121	147	268

問8 従業員に 20 歳未満の者がいますか

	喫煙店	禁煙店	計
1. 20 歳未満の者がいる	31	34	65

2. 20 歳未満の者はいない	63	85	148
3. 従業員がいらない	27	25	52
無回答		3	3
計	121	147	268

II 受動喫煙対策について

問1 屋内の喫煙できる場所は

	喫煙店	禁煙店	計
1. 屋内を全面禁煙(加熱式たばこを含む)にし、喫煙できる場所はない		77	81
2. 屋内を全面禁煙(加熱式たばこを含む)にし、屋外に喫煙専用室を設けている		8	8
3. 屋内を全面禁煙(加熱式たばこを含む)にし、屋外に喫煙所(部屋にはなっていない喫煙コーナー等)を設けている		63	73
4. 屋内に喫煙専用室を設け、他を禁煙(加熱式たばこを含む)にしている	6	1	7
5. 喫煙専用室には 20 歳未満の者が立ち入らないように指導している	3	1	4
6. 屋内禁煙(喫煙専用室の設置等による分煙の場合を含む)としているが、加熱式たばこは屋内の禁煙区域でも吸えるようになっている	2		2
7. 加熱式たばこ専用の喫煙室がある			
8. 屋内分煙で、喫煙場所に仕切り等がある。	6		6
9. 屋内分煙で、仕切りのない喫煙場所(喫煙コーナーなど)を指定している	16		16
0. 屋内はどの席でも自由に喫煙できる	71	1	72
11. その他	6	2	8
無回答	2		2

○その他

喫煙店	<ul style="list-style-type: none"> ・ランチタイムのみ禁煙(2) ・客室喫煙可・それ以外禁煙(喫煙室あり) ・禁煙にご協力をお願いしている ・最近では喫煙する方が非常に少なくなりましたが喫煙する方には2本までとし換気に気を付けている
禁煙店	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙する人でも滞在中は喫煙しない ・店内は元々禁煙

問2 喫煙専用室には喫煙可能な場所である旨の掲示をしていますか

	喫煙店	禁煙店	計
1. している	11	7	18
2. していない	26	8	34
3. 喫煙専用室はない	80	111	191
無回答	4	21	25
計	121	147	268

問3 喫煙専用室には20歳未満の者が立ち入らないように対策をしていますか

	喫煙店	禁煙店	計
1. している	8	5	13
2. していない	16	20	36
3. 喫煙ができる室はない	89	93	182
無回答	8	29	37
計	121	147	268

Ⅲ 現在屋内に喫煙できる場所(喫煙コーナーなど)がある店への質問です。

問1 健康増進法の改正に伴い、原則屋内禁煙になりますが、どのように対応されますか

	喫煙店	禁煙店	計
1. 特に対応しない	37		37
2. 屋内に場所を指定し、分煙にする	10		10
3. 屋内に仕切り等を設け、分煙にする	6		6
4. 喫煙専用室を設置する	7		7
5. 屋内を禁煙にする	53		53
6. その他	4		4

無回答	4	147	151
計	121	147	268

○その他

喫煙店	4と5継続、すでに設置されている、外に喫煙コーナーを設ける(灰皿)、電子タバコのみ喫煙OKにした
-----	--

問2 屋内に喫煙できる場所(喫煙コーナーなど)をなくすために必要なものは

	喫煙店	禁煙店	計
1. 経営責任者の決断	70		70
2. 従業員からの要望	5		5
3. 客からの要望・クレーム	22		22
4. 喫煙している客の理解	64		64
5. 系列店での受動喫煙対策の導入	1		1
6. 喫煙専用室などの設置スペースの確保	15		15
7. 喫煙専用室などの設置費用の確保	12		12
8. 喫煙専用室などの設置の補助金の獲得	17		17
9. その他	11		11
無回答	10	147	157

○その他

喫煙店	タバコ販売停止(4)、わからない、屋外で喫煙するための設備費用、喫煙する人が少ない、喫煙者が少数なので協力をお願いする、県の条例で禁煙に、現在カウンターに置いている灰皿を撤去した、国の決断
-----	--

問3 喫煙できる場所をなくそうとしたが、うまくいかなかった、あるいは中止したものがあれば、教えてください。

	喫煙店	禁煙店	計
1. そのような試みをしていない	87		87
2. 試みたが、うまくいかなかった	5		5
無回答	29	147	176
計	121	147	268

○試み

喫煙店	<ul style="list-style-type: none"> ・1テーブルだけ禁煙 ・お客様に訴えたが客数が減少した ・客人には全室禁煙などは理解されなかった ・小規模店で95%が男性、その内半数くらいが喫煙者。禁煙になるとわかってから電子タバコに変える人が増えた。それなりに自助努力していると感じ全面禁煙とはしがたく、電子タバコOKとした。
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・商売上喫煙をなくすのはお店の存続にかなり影響する ・税込減
--	---

IV 現在屋内を禁煙にしている店への質問です。

問1 いつ屋内を全面禁煙にしましたか

	喫煙店	禁煙店	計
全面禁煙にしました	1	102	103
1994-1996		3	3
1997-1999		2	2
2000-2002		0	0
2003-2005		5	5
2006-2008		4	4
2009-2011		12	12
2012-2014		11	11
2015-2017	1	20	21
2018		21	21
2019		16	16
2020		8	8
2. 覚えていない		41	41
無回答	120	4	124
計	121	147	268

問4 健康増進法の改正に伴い、原則屋内禁煙になりますが、このような対策をどのように思いますか

	喫煙店	禁煙店	計
1. 当然の流れと思う	59		59
2. 理解はできるが、対応は無理である	44		44
3. 厳しすぎる	32		32
4. 客が増える			
5. 客が減る	51		51
6. 子ども連れの客が入らなくなる	12		12
7. 20歳未満の客が入らなくなる	7		7
その他	12		12
無回答	4	147	151

問2 屋内を全面禁煙にする際に気になった内容は

	喫煙店	禁煙店	計
1. 何もなかった		88	88
2. 喫煙客の店離れ	1	36	37
3. 喫煙従業員への対応		4	4
4. その他		6	6
無回答	120	14	134

○その他

喫煙店	<ul style="list-style-type: none"> ・この日を長い間待っていました。ありがたいことと思っています ・すべての店で禁煙にしてもらいたい。例外なく。 ・原則でなく全面禁煙にして欲しい ・喫煙を断る理由ができて良いと思う ・たばこを販売しているのに吸える場所をなくしていくのはおかしい。たばこの販売をなくすべき。 ・ここまでするのならタバコを法律で禁止しろ。矛盾も甚だしい。 ・なんでも規制すればよいものではない。タバコも文化だと思う ・法が全く理解できない。個人の自由にすればよい。 ・バイトを雇えない！ ・禁煙よりもタバコの製造販売を禁止すべきだ
-----	---

○その他

禁煙店	<ul style="list-style-type: none"> ・タバコがきらいだから ・喫煙は全く反対です ・客の理解 ・禁煙となっても灰皿を希望されること ・元々禁煙 ・店が狭いため全面禁煙にした
-----	---

問3 屋内を全面禁煙に向けて行ったことは

	喫煙店	禁煙店	計
1. 何もしなかった	1	76	77
2. 喫煙従業員へ事前説明した		16	16
3. 喫煙従業員に禁煙外来を勧めた		3	3
4. 喫煙従業員の禁煙外来に補助金を出した		1	1
5. 喫煙者の常連客に事前周知した		30	30
6. その他		21	21
無回答	120	11	131

○その他

禁煙店	<ul style="list-style-type: none"> ・その当時を詳しく知る者がいない ・改装した ・灰皿を設置していない ・外に灰皿を置きました ・開業・開店時から禁煙(4) ・禁煙の札・ポスター・張り紙・マーク・看板を貼った(8) ・店内へチラシ・協力をお願い ・来られたお客様に口頭で ・従業員にタバコを吸わない人を入れている ・宿泊の予約時に説明する
-----	---

V 屋内禁煙の実施後について

問4 屋内禁煙にして屋内で起こった変化は

	喫煙店	禁煙店	計
1. 特に思いつく変化はない		58	58
2. 店が汚れにくくなった		36	36
3. 清掃が楽になった・清掃費用が減少した		14	14
4. たばこの臭いがなくなった		53	53
5. 従業員の呼吸器症状が改善し、気にならなくなった		1	1
6. 従業員の呼吸器以外の症状が改善し、気にならなくなった			

7. 従業員が集まりやすく／採用しやすくなった			
8. 従業員が健康に関連する問題(風邪など)で休まなくなった		1	1
9. その他	1	13	14
無回答		24	24

○その他

喫煙店	喫煙客がとても気を遣ってくれている
禁煙店	<ul style="list-style-type: none"> ・開店時より全面禁煙(8) ・お客様が喜んでいる ・タバコは身体に悪い ・灰皿を洗う必要がなくなった ・嫌煙客が店を選んで来るようになった

問5 客層が変わりましたか

	喫煙店	禁煙店	計
1. 新しい客層が来店した		17	17
0か月後		1	1
1か月後		1	1
3か月後		1	1
1年後		3	3
5年後		1	1
A. 家族連れ		12	12
B. 女性客		12	12
C. 男性客		3	3
D. その他			
2. 変わらない	1	96	97
3. 一時的に客が遠のいた		9	9
A. まだ		6	6
B. 元に戻るまで		3	3
1か月後		1	1
6か月後		1	1
1年後		1	1
無回答	120	29	150
計	121	147	268

問6 客からの反応はいかがでしたか

	喫煙店	禁煙店	計
1. 特にない	1	79	80
2. 好意的な反応が多い		36	36
A. 喫煙に関する苦情が減った		10	10
B. 感謝の声が増えた		18	18
C. 客の滞在時間が伸びた			
D. 客の単価が増加した		1	1
E. その他			
3. 反対意見が多い		11	11
A. 禁煙に関する苦情が増えた		4	4
B. 禁煙の説明が増えた		6	6
C. 客の滞在時間が短くなった		2	2
D. 客の単価が減少した		2	2
E. その他		2	2
無回答	120	23	143

○その他

禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・できないとわかると帰った ・妊婦や赤ちゃんが増えた。安心してす…と。
----	--

問7 売り上げは変化しましたか

	喫煙店	禁煙店	計
1. 増えた		3	3
5%程度		1	1
10%程度		1	1
20%程度		1	1
2. 変わらない	1	104	105
3. 減った		8	8
5%程度		1	1
10%程度		2	2
15%程度		1	1
50%程度		1	1
無回答	120	32	152
計	121	147	268

問8 世間からの評価が高くなったと思いますか

	喫煙店	禁煙店	計
1. そう思う		23	23
2. まあそう思う		39	39
3. あまりそう思わない		33	33
4. そう思わない	1	21	22
無回答	120	31	151
計	121	147	268